

令和7年度（事業者対象）

次世代自動車購入に対する補助制度

地球温暖化防止の一環として、次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に支援するため、新車の次世代自動車の購入又はリース契約（サブスクリプションを含む）に要する経費に対し、一定の条件を満たす事業者に予算の範囲内で補助金を交付するものです。

※次世代自動車購入に対する補助金の交付の対象となる台数は、1事業者当たり当該年度2台までです。

※補助金は先着順に受付しますが、予算額を超えた時は受付できません。

1. 補助対象次世代自動車

燃料電池自動車（FCV）・電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）

※令和7年4月1日以後に新車の新規登録されたものに限りです。

※超小型電気自動車は対象になりません。

※レンタル・リースは対象になりません。

※令和7年度より、3年以上のリース契約をした次世代自動車も補助対象となりました。

2. 補助対象者

- ① 次世代自動車の新車を自らの事業に使用する目的で購入又は3年以上のリース契約をした者
- ② 町内に本社又は事業所等を有すること
- ③ 次世代自動車の自動車検査証に使用の本拠の位置として幸田町が記載されていること
- ④ 町税を滞納していない事業者であること

3. 補助金の額

① 燃料電池自動車（FCV）

車両本体価格（税抜）の10%（千円未満切捨て）、上限30万円

② 電気自動車（EV）

(1)軽自動車 車両本体価格（税抜）の10%（千円未満切捨て）、上限5万円

(2)軽自動車以外 車両本体価格（税抜）の10%（千円未満切捨て）、上限10万円

③ プラグインハイブリッド車（PHV）

車両本体価格（税抜）の10%（千円未満切捨て）、上限10万円

4. 申請手続き

・新車の新規登録の日から2か月以内※、又は、令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに、下記の必要書類を添付して申請して下さい。

※原則、2か月後の同日。ただし、同日に応答する日がない場合は末日。

（例えば、新車の新規登録の日が12月31日の場合、申請期限は翌年2月末日）

- ・申請は郵送ではなく、直接環境課までお持ちください。
- ・期限を過ぎてからの申請は受付しません。

【必要書類】

- ① 幸田町次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- ② 幸田町次世代自動車購入費補助金リース車両証明書（様式第2号）
（自動車をリース契約した事業者は提出が必要です。リース事業者が記載してください。）
- ③ 次世代自動車の『自動車検査証の写し』および『自動車検査証記録事項の写し』
- ④ 販売店が発行した次世代自動車の車両本体価格の分かるもの
- ⑤ 誓約書兼同意書（事業者用）
（補助金の申請、交付に係る誓約書兼同意書です。事業所の代表者が自署してください。）
- ⑥ 事業証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 納税証明書（税の滞納がないことを証明するものに限る）
- ⑧ 幸田町次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第5号）
（請求書は押印し、右上の日付を記入せずに提出してください。）
- ⑨ 『債権者登録兼口座振替申請書』および『振込先の通帳の写し』

※⑤の誓約書兼同意書の提出がある場合は、⑤及び⑥の提出は不要です。

【申請の流れ】

交付申請

・新車の新規登録の日から2か月以内又は令和8年3月31日（火）までのいずれか早い日までに申請。



交付の決定

・書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を申請者宛てに通知します。



補助金の請求

・⑧の請求書（様式第5号）をもとに、指定の口座に補助金を振り込みます。
（振り込みは申請から概ね1ヶ月後です。）

【問合せ先】 幸田町役場 環境課環境保全グループ（役場庁舎2階）

〒444-0192 幸田町大字菱池字元林1番地1

電話 0564-62-1111（内線271、272）

